

# 平成30年11月定例総会

平成30年11月2日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

# 平成30年度第8回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年11月2日(水) 午前10時から10時45分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第1会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	5番	中山	巖
職務代理	2番	岡崎	直正
	1番	黒原	一寿
	3番	山本	美加
	4番	橘	なぎさ
推進員	1番	池田	克彦
	2番	西村	芳秀
	3番	横山	保幸
	4番	宮上	昌三
	5番	上野	清吉
	6番	弘田	好希
	7番	田邊	昌一
	8番	池	俊伸

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号 農地利用集積計画（農地中間管理機構への貸付）の審議について  
議案第2号 農地利用配分計画（利用権の設定）の審議について  
議案第3号 その他の件について  
議案第4号 農地利用配分計画（案）についての意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	二宮	真弓
農林水産課長補佐	岡田	哲治
事務局係長	中山	真寿美
農林水産課農業係長	濱田	三幸
事務局員	細川	美佐

## 会議の概要

議長  
(中山会長)

ただ今から、土佐清水市農業委員会11月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席はありません。

議長

それでは、議事に移ります。本日の議題は、  
議案第1号 非農地証明の審議について(3件)  
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について  
議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について  
議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について  
議案第5号 農地法3条の規定による許可申請について  
議案第6号 その他の件について  
の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として、3番、山本委員。4番、橘委員の2名を指名いたします。

最初に、議案第1号 非農地証明の審議について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(岡田)

はい、説明をいたします。非農地証明ですけれども、①②③と3件の状況をおはかりいたします。

①でございます、2ページをお開きください。2ページと3ページの写真の部分でございます。先ほど皆さんに見て頂いた、浦尻の運動公園の横の土地の件となります。先ほど現地でも説明しましたが、平成27年5月8日に裁判所の案件、競売物件に関わる部分で、一旦農業委員3名により、現地確認をして、非農地と判断をしているものであります。非農地と判断した後にですね、競売で落札した方が、非農地証明願いをあげておけば良かったんですが、現在3年かかってあがって来たような状態でして、今回、現地も皆さんに見て頂いて、農地かどうか判断を頂いた部分でございます。申請人は2ページの記載の通りでございます。場所は浦尻26番の1と26番の2、地目は両方とも畑です。面積は、352㎡と36㎡でございます。内容に付きましては、本件土地については、隣接地の23番3に、弟が平成9年に住居を新築してから駐車場として使用して来ました。今回売却する為に、土地の地目が畑であるため、雑種地に変更したい。と、いうことであります。

議長 現地見て、僕も説明したら良いけど、一緒やと思うけん現地見て皆審議、判断お願いします。

横山委員 今説明がありました様に、三年前に非農地が出たということで、それに今日、現場で見た限りではすぐに、農地という話にはならんような土地と思うし、立地条件からして、非農地として許可したら良いのではないかと思います。

議長 他にご意見はありませんか？ 無いようですので審議に移ります。

非農地証明の審議についてお諮りいたします。

農地利用最適化推進委員の意見はありませんか？

推進委員 ありません。

議長 農業委員の意見はありませんか？

農業委員 ありません。

議長 それでは、農業委員の挙手による採決を行います。挙手願います。挙手全員ですので、可決といたします。

次に、議案第1号 非農地証明の審議②に移ります。事務局。

事務局 (岡田) 事務局より説明いたします。4ページ目、5ページ目となります。すみません4ページ目を読んでいきます。申請人は記載の通りでございます。場所ですが大谷地区になります、地番が159-1、160-1、地目が両方とも畑でございます。面積が213㎡と139㎡となっております。

申請内容が、母親が農業をしていたが、平成10年頃より高齢のため思うように農業が出来なくなり、3年前に死亡したため、今後も農業をする予定が無いため、となっております。地図をご覧ください。その下にある、赤い色の所があるのが、真ん中の方にありますね、真ん中に白い線が入ってますが、これ赤線です、この赤色のところに、市の防火水槽。2筆にまたがって、防火水槽が埋まることとなりました。上の黄色い部分ですが、これが県道拡幅の場所です。津呂・大谷線が県道拡幅になりまして、それに伴い現在の水槽、消火用の水槽を移さないかんになりまして、道の近くに、それが2筆にまたがっていて、残るのが赤枠で囲まれた、歪な形の農地しか残らないような状態になっております。下の5ページ目の写真をご覧ください。すでにですね、道路拡張に伴う土を寄せてあって、それに、もうセイタカアワダチソウが、どんどん生えていっ

ているような状態で、農地には原状回復が難しいような状態でありました。  
会長と見に行きましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中山委員 事務局と一緒に現地確認に行きました。畑の形状がものすごく悪くて、畑で作るには形状的に難しいと思いました。この上の歪な分の上は、すぐ上の畑の法があって、木がいっぱい畑の方に来て、僕としては、もう、畑としては困難かなと、いう感じがしました。ご意見よろしく申し上げます。

議長 以上で議案に対する説明が終わりました。意見があればお願いします。ありませんか？ 無いようですので採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②をお諮りいたします。

農地利用最適化推進委員の方のご意見はありませんか？

推進委員 ありません。

議長 農業委員の意見はございませんか？

農業委員 ありません。

議長 それでは、農業委員の挙手による採決をいたします。挙手願います。挙手全員であります。よって可決といたします。

次に、議案第1号 非農地証明の審議③について事務局より説明を求めます。  
その前に、農業委員会法31条の規定により、岡崎委員が関係しますので、退席をお願いします。

事務局お願いします。

事務局 (岡田) 説明いたします。6ページ、7ページの案件でございます。申請人が記載の通りでございます。場所は宗呂の記載の通り、地目は畑、面積は217㎡です。内容です。昭和52年に農業用倉庫を建築し、農業用施設用地として使用していました、息子に贈与するため、地目を宅地に変更して今後も農業用倉庫として使用したい。と言う事で、自分が農業用倉庫として農地を使う分には、かまんがですけど、贈与する場合は、宅地に一旦変更せんといかん、という部分がありまして、その部分で今回の非農地証明の審議、という部分でございます。場所ですが、下に書いてありますが、宗呂上の郵便局と言いますか、区長場と言いますか、その裏手になります。写真の通りの土地の中に、倉庫が建ってい

る様な状態です。以上です。審議をお願いします。

議長

以上で説明が終わりました。ご意見はありませんか？

ありませんか？ 無いようですので採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議③についてをお諮りします。

農地利用最適化推進委員の方のご意見はありませんか？

推進委員

ありません。

議長

農業委員の意見はございませんか？

農業委員

ありません。

議長

それでは、農業委員の挙手による採決を諮ります。挙手願います。  
挙手全員です。可決といたします。

岡崎委員 入室をしてください。

次に、議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の合意解約についての報告について、議案第3号 農用地利用配分計画（案）についての意見聴取について、事務局より一括して説明をして頂きます。

事務局  
（濱田）

はい、それでは議案第2号 農用地利用集積計画 利用権設定の合意解約の報告についてご説明いたします。議案書8ページをお開きください。

当事者の別、貸人は公益財団法人 高知県農業公社 理事長 西岡幸生です。借人が宗呂・下川口地区で営農をしている、農事組合法人ふぁー夢宗呂川です。今回、利用権を合意解約する面積は754㎡。土地の所在については、記載のとおりです。台帳・現況共に地目は田です。面積が754㎡。こちらが、農地中間管理機構を通して使用貸借、平成30年10月9日に解約となっております。合意解約の理由としましては、借受後3年間水稻栽培を行ってきたが、当該農地は法人が集約化を進めている団地外となり、作業効率が悪く、関係機関等と協議した結果、次年度から、隣接農地を耕作する地域内の農業者が耕作する旨の了承が得られたため、合意解約することとなった。ということです。9ページに位置図と、現況の写真を載せております。位置図につきましては、真ん中に県道がはしっておりまして、白枠で囲んだ赤色の土地です。この部分を、一旦合意解約をされるというものです。

次に、議案10ページの配分計画についてをご説明いたします。この合意解約した土地を、次に借受ける方ですが、地区宗呂、氏名住所は記載の通りです。この方が耕作を行う面積は、14,294㎡で、今回、この当該農地の754㎡を、中間管理機構から、配分計画を受けて借り受けるという形になります。

下の段に、配分計画（案）が載っております。土地所有者、契約者、住所については、記載の通り、所在についても記載のとおりです。

設定する期間。設定する期間は、農地中間管理機構が、地権者から借受けた期間で、平成27年12月10日から平成37年12月9日までの10年間で契約しております。今回、その右側に貸付者とありますが、中間管理機構からこの方に貸付されまして、この農業委員会の定例会後、市の方からは農業公社の方に、意見書。この案を送って、県の方で公示された日から、残りの期間ですね。平成37年12月9日までを、この方に貸付ける。という形になります。

11ページをご覧ください。借受選定理由書を付けさせて頂いております。この中で真ん中へんに、借受希望者の名前が縦に並んでおりますが、こちらが、中間管理機構を通して、農地を借りたいと土佐清水市の中で手を挙げられている方です。この中で1, 2, 3の基本事項への適合、優先配慮事項該当、その他の優先理由を照し合せて、○の多い方を最優先順位としておりまして、今回、この借受希望者の方が、最優先という形で、農業公社の方には意見を提出する予定です。

9ページに戻って頂きますと、左側の位置図がありますが、青色になっている3筆がちょっと小さいですが、当該農地の横にあります。ここが、借受希望者が経営している農地ですので、隣接する延べ農地の集約化、分散農地の解消につながる、という形を取っております。説明については以上です。

議長 以上で議案の説明が終わりました。ご意見のある方はございませんか？

岡崎委員 補足ですけど、ふぁー夢宗呂川の作りよる田んぼが、事務局の説明の通りですけど、一箇所だけ飛んでます。その代わりに記載の方が隣を作っているということで、作って頂くようにしまして、その方が作るいう田んぼをですね、今度、新たに作るいう田んぼを、ふぁー夢宗呂川が作りよう、田んぼの側にありまして、それを交換という形でお互いに、農地の集約をするという話になって、今回、申請させて頂きました。まあ、言うたら、そういう形ですので、よろしくお願ひします。

議長 その他に意見はありませんか？

横山委員 はい、今、岡崎君からも説明があったように、ふぁー夢の方も良いし、次の借受人も土地が隣接したところで、非常にお互いが良い結果になるという事で、異議はありません。

議長

良いですか？ 他に意見が無いようですので、ただ今より審議に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の合意解約について  
議案第3号 農用地利用配分計画（案）についての意見聴取について  
をお諮りいたします。

農地利用最適化推進委員さんのご意見はございませんか？

推進委員

ありません。

議長

農業委員の方の意見はございませんか？

農業委員

ありません。

議長

それでは、農業委員の挙手による採決を諮ります。挙手願います。  
挙手全員です。可決といたします。

次に、議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について、事務局より説明を求めます。

事務局  
(岡田)

12ページからになります。12ページをご覧ください。農地法第5条の申請に係る意見の審議についてでございます。1点、記入漏れがありますので、譲受人の年齢のところ、68歳です。すみません、記入してください。

状況について説明いたします。譲渡人と譲受人との関係は、記載の通りでございますが、まず、先ほどの非農地証明と同じで、大谷の地区の道路拡幅に伴う、家が拡幅の地に入ってますので、その部分を新たに移し替える申請でございます。土地の所在ですが、津呂の書いてある通り。登記簿が畑で現況も畑。面積が495㎡となっております。下の適要ところを読ませて頂ます。

転用目的は宅地として、畑を宅地として使いたい、という意見でございます。先ほども説明いたしましたが、自宅が県道足摺公園線の拡張により、立退きをしなくてはいけなくなった。と、近くにある申請地に、建物を建築したいという意見書でございます。資金の調達については、記載の通り、土地所得代等、建築費が計上されてまして、立退きに関する補償金で建築をいたします。

参考事項としまして、立退きする家から50mぐらいの近くにあること、新築後も古くから住みなれた所で、生活できるという部分の利点があること、宅地化されている畑ですので、日当たりも良く、排水の影響はないという所でございます。すみません、ページをめくってもらって、14ページにですね農地の状況を、土地利用計画図という形で載せています。もう、すでに分筆等されておりまして、四角く切られている部分が、495㎡という形で、建物がこのように建ち

まして、駐車場と倉庫、家庭菜園と庭。という部分で建てていきたい、という申請でございます。15ページが現況写真です。道路拡幅されるところから少し下がったところの、農地の部分で建物を建築したい、ということでございます。

すみません、前後しますけど、13ページです。農地法第5条 第1項の規定による許可申請書に係る意見書の部分でございます。申請者の住所等は、先ほど言った通りでございます。面積も495㎡です。申請に係る土地の所在の区域は、その他の区域に該当しており、事業計画としましては、宅地用地として使用すると。工事の期間の予定ですが、平成31年の2月1日から31年4月30日に工事をおこなう予定となっております。

その下の、農地転用に関する許可基準からみた意見でございます。

許可基準に定める農地の区分の該当事項ですが、第2-1 (1) -カー (ア) に該当しまして、下の部分で、甲種・第1種・第3種のいずれにも該当しない農地、となっております。転用農地の区分別面積及びその割合です。その他の部分で495㎡、となっております、割合が100%を適応でございます。

農地の区分と転用目的としましては、周囲に第3種農地を含む、代替地はない。ということで適当であると認めます。資力及び信用ですが、県の立ち退き保証金によるもので、県にも確認いたしまして適当であると認めます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無ですが、譲渡人が近隣の土地の所有者となっており、同意を得ている状態です。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、計画に無理はなく、関係機関との協議等も整っている。確実であるとしています。

行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、環境課に確認したところ、浄化槽の関係の手続きをする予定ということで。確実となっております。

農地以外の土地の利用見込みですが、宅地として利用するということです。

計画面積の妥当性ですが、公図、その他の資料により、申請面積は妥当な面積ということで、適当と判断いたしました。

宅地の造成のみを目的とする場合は、その妥当性、ということですが、宅地造成をとまなわれない部分でございますので、今回は適当としております。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、同意書及び妨げにはなっていない、支障なしと判断いたしました。

一時転用である場合、その妥当性ですが、一時転用ではないため、妥当としております。

その下の分になりまして、申請に係る土地と都市計画との関係ですが、計画区域内でございます。その下の申請にかかる土地と、農業振興地域整備計画の関係でございますが、農業振興地域決定の有無ですが、振興地域内となっております、農用地区域決定の有無が、農用地区域外という形でございます。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。ご意見はありませんか？

横山委員 この件に関しては、足摺公園内の道路の拡張による立ち退きで、農地法にも係るところは無いので、異議は無いと思います。

議長 その他ありませんか？ 無いようですので採決に移ります。

議長 議案第4号 農地法第5条の申請に係る意見の審議についてをお諮りします。

議長 農地利用最適化推進委員の方のご意見はございませんか？

推進委員 ありません。

議長 農業委員の方の意見はございませんか？

農業委員 ありません。

議長 それでは、農業委員の挙手による採決をいたします。挙手願います。挙手全員です。可決といたします。

議長 次に、議案第5号 農地法第3条の規定による許可の審議について 事務局より、説明を求めます。その前に、岡崎委員。退席をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 (岡田) はい、説明いたします。16ページ、17ページをご覧ください。

事務局 (岡田) 農地法3条の規定に係る許可審議についてです。譲渡人と譲受人は記載の通りでございます。贈与の案件でございまして、土地の表示の部分をご覧ください。宗呂の部分の3筆ございまして、記載の通り、934番1、950番1、489番1の農地でございまして、登記上が上から順番に、田、畑、畑となっております。現況が上から順番に、田、樹園地、樹園地となっております。面積の合計が、636と471、258を足した1,365㎡となっております。

事務局 (岡田) 土地の利用状況でございます。記載の通り、田が6,162㎡、畑が588㎡、樹園地は持ってませんが、今回の申請地を、1,365㎡を足して、8,115㎡の面積となります。農作業従事日数が240日でございまして、農機具の保有台数でございまして、トラック1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラ2台、乾燥機2台をお持ちで、贈与の関係で、この面積を動かしたいということでございます。17ページでございます。位置図と現況写真を載せておりますのでご覧ください。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 担当委員の方、意見がありましたら

上野委員

先月22日に事務局と現地確認を行いました。17ページの真ん中ですかね、これは宗呂川で、宗呂上の部落へ行く橋がありますがね、中間の真ん中の橋の、ちょっと下側になりますが、その東側に田んぼと樹園地、それから、もう1つの樹園地はですね、ここからちょっと県道を上に行って、将棋版作りよった所の近くなんですが、太陽光のじきに上側、（18ページに写真が載ってます。）18ページに写真が載っておりますが、太陽光のじきに上側で、後は記載の通りでございます。よろしく申し上げます。

事務局  
(岡田)

議長、すみません。

説明が抜けてましたので、19ページの説明をさせて頂きたいと思います。

農地法第3条の調査書 という部分を確認させてください。

全部効率利用に付きましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事に供すべき、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。と判断しました。

農業生産法人以外の法人ということで、個人であり、これは適用なしということです。信託ですが、信託ではないので適用いたしません。

農作業常時従事でございますが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、満たしていると見込まれます。下限面積ですが、耕作の事業に供すべき農地は、下限面積を超えておりますので、問題は無いとしております。

転貸の禁止ですが、係る農地につきましては、所有農地であり、転貸には当たらない。と判断いたしました。

地域との調和です。所得する田の周囲農地は稲を耕作してる。所得後もこれまでどおり稲作を行う予定のため、本件の権利取得により、近隣農地に支障は生じないものと考えられます。以上が判断理由であります。

議長

以上で説明が終わりました。意見はありませんか？

ありません。

議長

無いようですので採決に移ります。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可の申請について  
をお諮りします。

農地利用最適化推進委員の方のご意見はございませんか？

推進委員

ありません。

議長

農業委員の方の意見はございませんか？

農業委員

ありません。

議長

それでは、農業委員の挙手による採決をいたします。挙手願います。  
挙手全員により、本件は可決といたします。

岡崎委員、入室してください。

議案第6号 その他の件について

次回開催日は、12月4日火曜日午後3時より 市役所第一会議室とします。

事務局  
(岡田)

時間を間違えないようにしてください。15時からです。昼からになります。  
もう1点、その他の案件について、中山より説明があります。願います。

事務局  
(中山)

すみません、それでは説明させていただきます。お配りしております、第6号議案  
その他の件、別とじになってます資料をご覧ください。

土佐清水市農業委員会規定の一部改正について、ご説明いたします。

土佐清水市農業委員会規定というものがあるんですけども、その内容に  
ついて、一部を変えたいという議案になっています。

改正内容としましては、第9条 身分証票等の部分、今は「委員及び職員」  
となっているところを、農地利用最適化推進委員さんが、選出されたことにより  
まして、「委員、農地利用最適化推進委員及び職員」に変更するということ  
です。別表第1の表面、裏面も修正がありますので、新旧対照表を、ご覧くだ  
さい。次のページ願います。

まず、本文に付きまして、変更のないところは省略させていただいております。  
変更するところが、第9条 身分証票等です。読ませていただきます。

委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び職員がその所掌事務を行う  
ため、立入調査をする場合は、その身分を証する証票を携帯しなければならない。  
証票は別表第1に定めるとおりとする。としております。

これまで、現行の規定では、農地利用最適化推進委員の記載がありません  
でしたので、今回、農地利用最適化推進委員さんが委嘱されたことに伴いまし  
て、追加させていただきます。次のページをご覧ください。

次のページが、別表第1の身分証の様式、表面と裏面となっております。こ  
ちらにつきましても、農地利用最適化推進委員の記載を追加しております。と  
共に多少文字を、上記の者は、のほが無いので追加して、後、年号を削除い  
たしました。それから、裏面につきましては農業委員会等に関する法律の報告・  
調査等についての記載が、現行では第29条に記載されておりましたけれども、  
法律の改正に伴いまして、第35条になりましたので、35条の抜粋を載せており  
ます。変更したところは、同じく推進委員の記載が追加になったところでは  
す。

次のページからは、それを変更しました、改正案で全文、規定の全文を載せておりますので、また、ご参照ください。変更については以上ですが、1枚目に戻っていただきまして、改正理由を読みます。

土佐清水市農業委員会規定において、委員会の委員会及び職員その所掌業務を行うため、立ち入り調査をする場合は、その身分を証する証票を携帯しなければならないと定められております。

現行の規定には、農地利用最適化推進委員が明記されていないため、本文及び身分証様式に記載を追加するとともに、農業委員等に関する法律の改正に伴って、身分証裏面の抜粋部分を変更する。というものです。

日付に付きましては、抜かせていただいているんですけども、告示等の都合がありまして、日付がちょっと確定したものが入れられませんでしたので、この審議の後、承認していただきましたら、速やかに告示の事務を進めたいと思っております。以上で説明を終わります。

池委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

池委員

従来のがは、配布しちようがは使えます？

(岡田)

これは、決定した後に、変えさせていただきます。

(中山)

また、後日正式なものを配布させていただきます。

議長

その他に、ご意見はありませんか？ ありませんね。

それでは、採決に移ります。

農業委員さん、この件を承認される方は挙手願います。挙手全員であります。よって、本件は承認といたします。

これを持ちまして、11月定例総会を終わります。